

# 地方創生推進交付金及び 地方創生拠点整備交付金 について

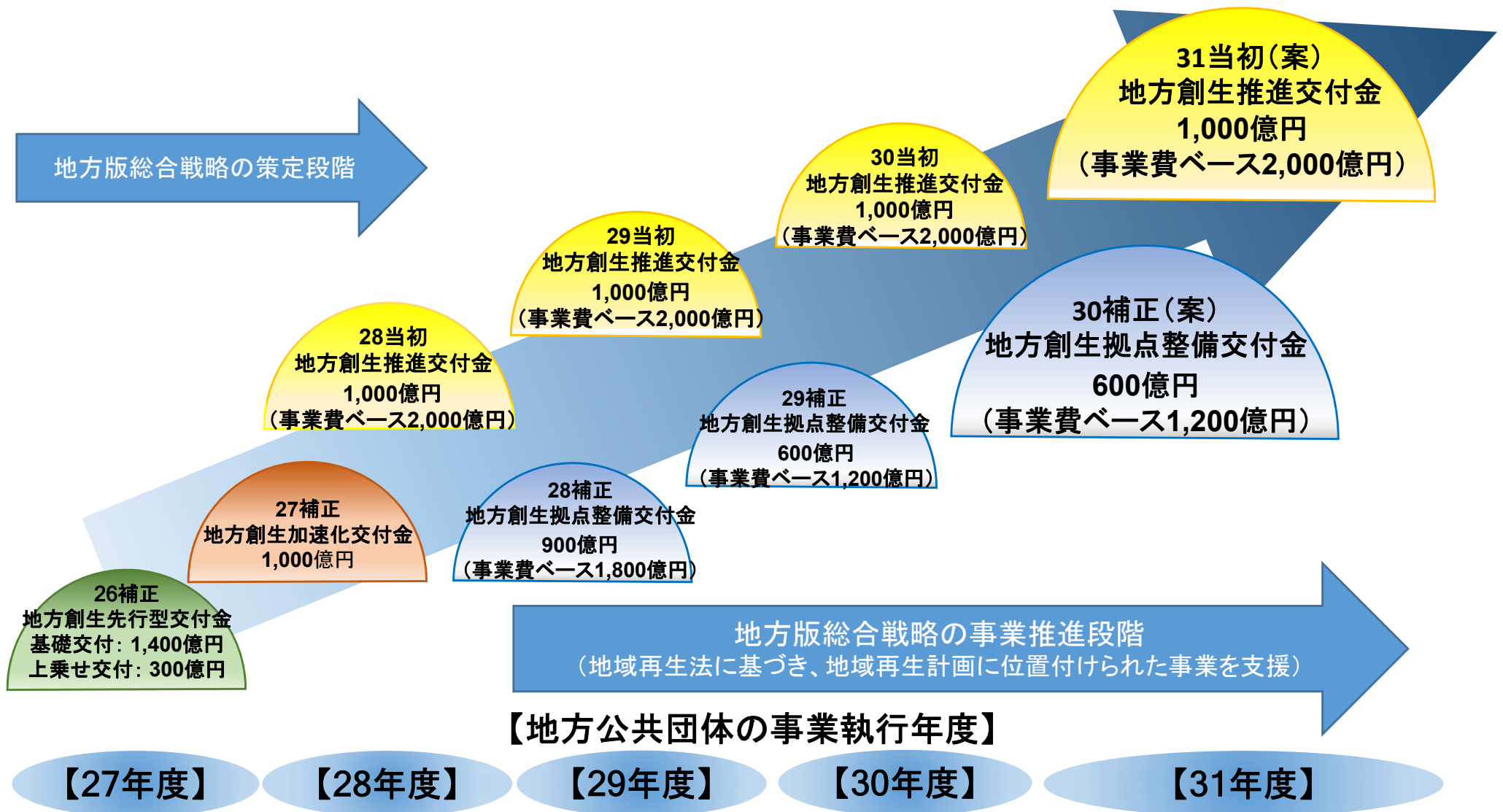
平成30年1月11日

内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局  
内閣府 地方創生推進事務局

# 地方創生関係交付金の概要（イメージ）

○自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援

○KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援



# 地域再生制度の概要

## 主な支援措置メニュー

### ■ 地域再生法に基づく支援 (※印はH30年改正で創設・拡充)

- ① **地方創生推進交付金**
- ② 企業版ふるさと納税
- ③ 地域再生支援利子補給金
- ④ 企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等※
- ⑤ エリアマネジメント活動に係る負担金の徴収・交付(地域再生エリアマネジメント負担金制度)※
- ⑥ 商店街活性化促進事業に係る手続・資金調達の特例等※
- ⑦ 「小さな拠点」形成に係る手続・課税の特例※
- ⑧ 「生涯活躍のまち」形成に係る手続の特例
- ⑨ 農地等の転用等の許可の特例  
(その他: 特定政策課題の解決に資する事業への支援措置)

等  
府省横断的に様々な支援措置の活用が可能。

## ○ 地域再生法 (平成17年法律第24号)

地方公共団体が作成する地域再生計画の認定及び認定された計画に基づく支援措置を通じて、地方公共団体が行う自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援

## ○ 地域再生基本方針 (平成17年4月22日閣議決定)

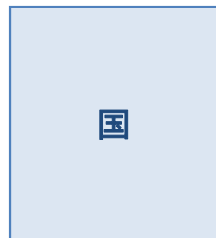
地域再生に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針

## ○ 地域再生計画

### 【認定基準】

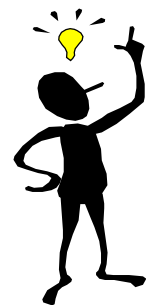
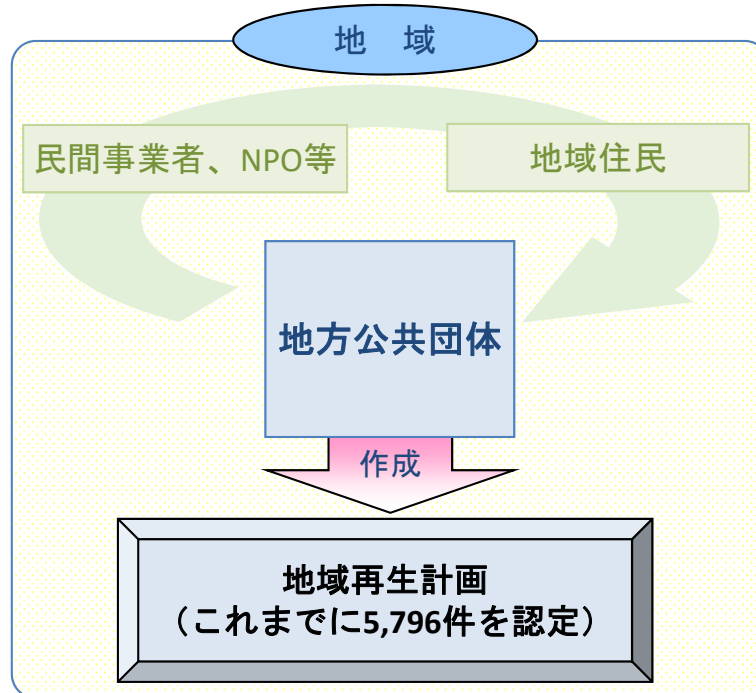
- ・地域再生基本方針に適合
- ・地域再生の実現に相当程度寄与
- ・円滑かつ確実な実施の見込み

計画申請は年3回  
申請から3月以内に認定



認定

支援



- 平成26年からの地方創生の流れに呼応し、4度の法改正により支援措置の拡充等を実施
- 地方創生全体の方向性を定めるまち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)と、個別の地域における地方創生の実現のための具体的な支援措置を提供する地域再生法、これら2つの法律が両輪となって地方創生を推進

# 地域再生法の一部を改正する法律(平成28年4月20日施行)の概要

1. 地方創生推進交付金：地方公共団体の自主的・主体的な事業で先導的なものを支援
2. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)：地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対する企業の寄附について、税制優遇措置を創設
3. 「生涯活躍のまち」制度：中高年齢者が移り住み、健康でアクティブな生活を送りつつ、継続的なケアを受けられる「生涯活躍のまち」の制度化

## 1. 地方創生推進交付金

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された事業について、「まち・ひと・しごと創生交付金」(地方創生推進交付金)を交付することができる。

地域再生法の改正：地域再生計画の作成・交付金の交付

### ○ 地域再生計画の作成【第5条第4項第1号】

※ 複数年度(5か年度以内)にわたる計画も対象とすることにより、地方公共団体が安定的・継続的に事業に取り組めるようにする。

計画の作成主体

総合戦略を策定した地方公共団体

計画の対象事業

【第1号イ関係】地方創生事業全般(雇用の創出、移住・定住の促進、結婚・出産・子育て支援、まちづくり等)

- ・総合戦略に位置付けられた事業のうち、KPI(重要業績評価指標)の設定、PDCAの整備により効率的かつ効果的に実施される事業であって、先導的なもの
- ・ソフト事業を中心とし、それと一体となつて行うハード事業も対象

【第1号ロ関係】道、污水处理施設、港の整備

- ・総合戦略に位置付けられた事業であって、各事業分野ごとに2種類以上の事業を総合的に行うもの
- ・継続事業については、附則に経過規定を置き、配慮

### ○ 交付金の交付【第13条】

当該事業に要する経費に充てるため、予算の範囲内で交付金を交付することができる。

交付対象となる“先導的”な事業について

### ○ “先導的”な事業(=地方創生の深化に向けた、以下のような事業をいう)

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携等による先駆的な事業
- ・先駆的・優良事例の横展開を図る事業
- ・既存事業の隘路を発見し、打開する事業

## 2. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に寄附を行った企業について、課税の特例措置を講ずる。

地域再生法の改正：地域再生計画の作成・課税の特例

### ○ 地域再生計画の作成【第5条第4項第2号】

計画の作成主体

- ・総合戦略を策定した都道府県、市区町村(ただし、不交付団体である都道府県、三大都市圏の既成市街地等に所在する不交付団体の市区町村を除く。)

計画の対象事業

- ・総合戦略に位置付けられた事業であって、地方公共団体が企業から寄附を受けて行う事業
- ・KPI(重要業績評価指標)の設定、PDCAの整備により効率的かつ効果的に実施される事業

### ○ 課税の特例の適用【第13条の2】

当該事業に対して企業が寄附をしたときは、当該企業の法人住民税、法人税、法人事業税について、課税の特例の適用がある。

※ 対象となる寄附の要件(内閣府令等で規定)

- ・寄附額の下限は10万円
- ・本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外
- ・寄附の代償として経済的利益を伴わないものであること

税制優遇措置の内容(地方税法、租税特別措置法の改正)

### ○ 税負担軽減のインセンティブを2倍に拡大して、企業の寄附を促進

- ・寄附額の3割に相当する額を税額控除(創設)  
→ 現行の損金算入による軽減効果(約3割)とあわせて、寄附額の約6割を負担軽減

(税額控除の具体的方法)

- ・法人住民税で寄附額の2割を控除(法人住民税所得割額の20%が上限)
- ・法人住民税の控除額が2割に達しない分を、法人税で控除(寄附額の1割、法人税額の5%が上限)
- ・法人事業税で寄附額の1割を控除(法人事業税額の20%が上限)

# 地方創生関係交付金 関係閣議決定抜粋

## ○まち・ひと・しごと創生総合戦略2018 改訂版(平成30年12月21日閣議決定)

地域再生法に基づく法定交付金である地方創生推進交付金を活用し、地方公共団体が従来の「縦割り」事業だけでは対応しきれない課題を克服することを目的に実施する複数年度にわたる取組を安定的かつ継続的に支援する。また、地方公共団体による自主的・主体的な事業設計に併せ、具体的な成果目標とPDCAサイクルの確立の下、官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を積極的に推進する。地方創生推進交付金の交付対象とする個別事業の選定・検証については、関係府省庁の参画を得ながら内閣府において対応する。

2019年度の地方創生推進交付金の運用に当たっては、Uターンによる起業・就業者創出等に向けた新たな支援も行うとともに、2018年度から、地方の代表の参画を得て開催することとした「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」における議論等を踏まえ、地方創生を更に加速させる観点から必要となる改善策として、中枢中核都市向けの交付上限額の新設、新規事業の申請上限数の見直し、企業版ふるさと納税との併用等の措置を講じる。

平成30年度第二次補正予算において計上された地方創生拠点整備交付金により、地域経済の活性化のため、地方公共団体が進めている「地方版総合戦略」に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら、先導的な施設整備等の取組を支援する。

## ○経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)

### 第3章 「経済・財政一体改革」の推進

#### 4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

##### (3) 地方行財政改革・分野横断的な取組等

(地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革)

地方創生推進交付金について、各事業及び事業全体の効果を検証して効果向上を図る。

# 地方創生推進交付金について

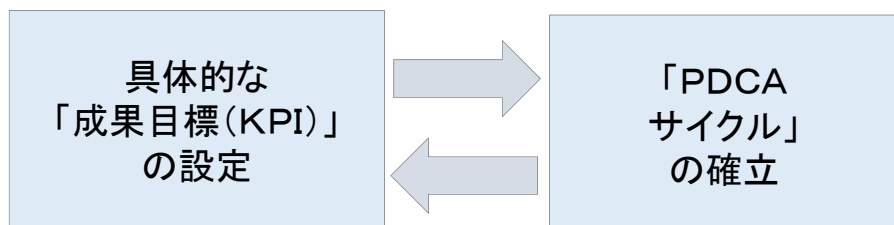
# 地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

31年度予算概算決定額 1,000億円（30年度予算額 1,000億円）

## 事業概要・目的

○地方創生の充実・強化に向け、地方創生推進交付金により支援します。

- ① 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③ 地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



※本交付金のうち50億円については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

## 事業イメージ・具体例

### 【対象事業】

- ① 先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
  - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
  - 例) しごと創生（地域経済牽引事業等）、観光振興（DMO等）、地域商社、生涯活躍のまち、子供の農山漁村体験、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
- ② わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）
  - ・東京圏からのU I Jターンの促進及び地方の担い手不足対策
  - 例) 地域の中核的存在である中小企業等への就業に伴う移住、地域における社会的課題の解決に取り組む起業、現在職に就いていない女性、高齢者等の新規就業支援 等

### 【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

## 31年度からの主な運用改善

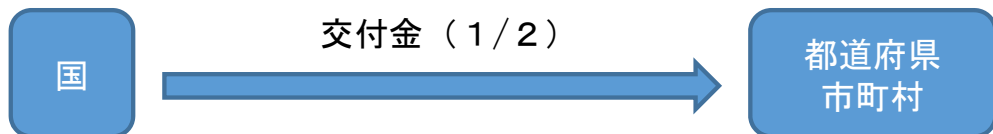
### ① 交付上限額（事業費ベース）及び新規事業の申請上限件数の見直し

	交付上限額	申請上限件数
都道府県	先駆 6.0億円【現行どおり】 横展開2.0億円【現行どおり】	原則9事業以内【現行:7事業】 (うち広域連携:3事業)【現行:2事業】
市区町村	先駆 4.0億円【現行どおり】 横展開1.4億円【現行どおり】 ※中枢中核都市 先駆 5.0億円【新設】 横展開1.7億円【新設】	原則5事業以内【現行:4事業】 (うち広域連携:1事業)【現行どおり】 ※中枢中核都市 原則7事業以内【新設】 (うち広域連携:2事業)【新設】

### ② 企業版ふるさと納税の併用

- ・地方負担分への充当を可能とするほか、併用のインセンティブを付与。

## 資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

# 地方創生推進交付金の平成31年度運用改善について（概要）

## 1. 中枢中核都市向けの交付上限額の新設

	平成30年度	平成31年度
都道府県	先 駆 国費 3 億円 横展開 国費 1 億円	先 駆 国費 3 億円 横展開 国費 1 億円
市区町村	先 駆 国費 2 億円 横展開 国費 0.7 億円	先 駆 国費 2 億円 横展開 国費 0.7 億円 <b>※中枢中核都市は、 先 駆 国費 2.5 億円 横展開 国費 0.85 億円</b>

## 2. 新規事業の申請上限数の見直し

	平成29～30年度	平成31年度
都道府県	原則 7 事業以内 (うち広域連携：2 事業)	<b>原則 9 事業以内</b> (うち広域連携：3 事業)
市区町村	原則 4 事業以内 (うち広域連携：1 事業)	<b>原則 5 事業以内</b> (うち広域連携：1 事業) <b>※中枢中核都市は、 原則 7 事業以内</b> (うち広域連携：2 事業)

## 3. 交付対象経費の明確化等

- ・「わくわく地方生活実現政策パッケージ」に対応した「移住・起業・就業タイプ」を新設。
- ・インターンシップや研修などの受け入れ企業への個人向け給付に関する補助金について、事業としての自立性や公益性、政策効果を確保しているものとして一定の要件※を満たしているものを交付対象経費として明確化。

※①事業推進主体が「マッチングサイト」掲載企業等による連合体であること

②事業内容が上記連合体の構成企業等による応分の負担のもと実施される戦略的なものであり、UIJターンを希望する若者等を対象とするものであること

③UIJターンにつながる高い効果が見込まれ、検証可能であること等

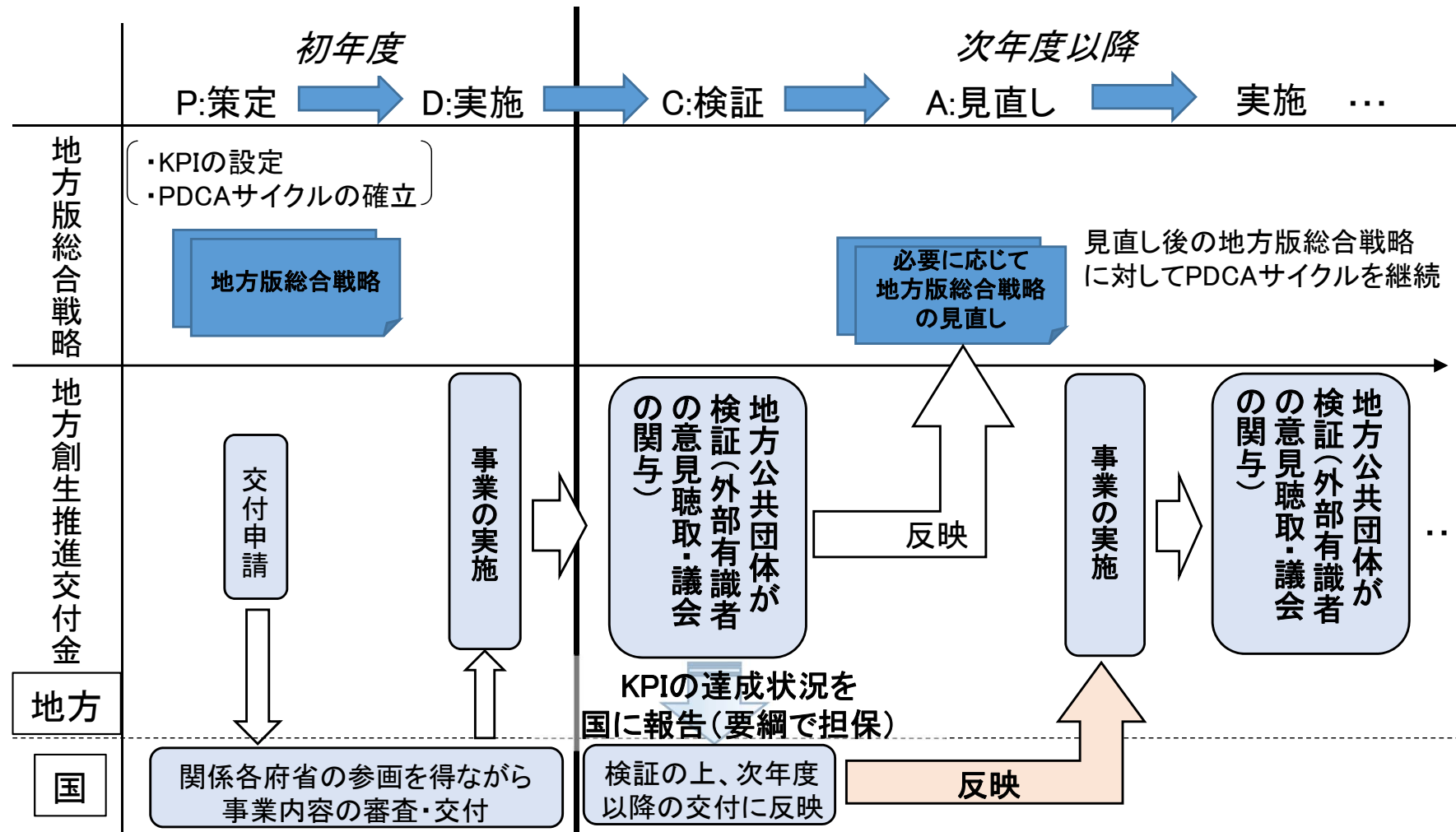
## 4. 企業版ふるさと納税との併用及びインセンティブの付与

- ・地方創生推進交付金を活用した事業の地方負担分に企業版ふるさと納税による寄付金の充当を可能とする。
- ・地方創生推進交付金を活用した事業の地方負担分へ充当する寄付見込額が、200万円以上又は事業費の1割以上となる場合には、横展開タイプの事業（最長3年間）であっても、最長5年間の申請を可能とする。



# 地方創生推進交付金におけるPDCAサイクルの基本的な考え方

- 地方創生推進交付金においては、PDCAサイクルを通じて、地方公共団体が自主的に設定したKPIに基づく客観的な効果検証を実施。
- 地方創生推進交付金のKPIの達成状況については、国においても地方公共団体より報告を受け、検証を行った上で、次年度以降の交付金の交付に反映。



# 地方創生推進交付金の事業実施ガイドラインの概要

「地方創生事業実施のためのガイドライン」(以下URL参照)を元に作成  
([https://www.chisou.go.jp/sousei/pdf/h300427suisin\\_guideline.pdf](https://www.chisou.go.jp/sousei/pdf/h300427suisin_guideline.pdf))

ガイドラインのねらい

地方公共団体に向けた、①今後の新事業の企画・立案や、②実施中の事業の効果検証・改善などの参考資料(平成30年4月27日公表)

交付金事業のねらい

自立性	官民協働	地域間連携	政策間連携	事業推進主体の形成	地方創生人材の確保・育成
<ul style="list-style-type: none"><li>将来的に本交付金に頼らずに、事業として自立していくことが可能となる事業であること</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>民間と協働して行う事業であること</li><li>民間からの資金を得て行うことがあれば、より望ましい</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>複数の政策を相互に関連づけて、地方創生に対して効果を発揮する事業であること</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>事業を実効的・継続的に推進する主体が形成されること</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>新たな人材の育成や確保に取り組む好循環が生まれることが望ましい</li></ul>

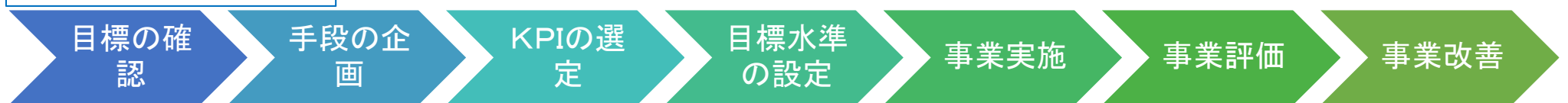
KPIの設定について

視点1: 「客観的な成果」を表す指標であること

視点2: 事業との「直接性」のある効果を表す指標であること

視点3: 「妥当な水準」の目標が定められていること

事業の実施手順



PDCAの段階ごとの工夫や留意点の解説、事業分野別の具体的取組み事例の紹介など

# 地方創生推進交付金の活用状況(平成28年度～平成30年度)

	都道府県分		市区町村等分		合 計	
	事業数 (件)	採択額(千円)	事業数 (件)	採択額(千円)	事業数 (件)	採択額(千円)
北海道	18	1,500,910	156	5,630,689	174	7,131,599
青森県	13	912,205	26	1,050,222	39	1,962,427
岩手県	10	843,795	39	1,052,966	49	1,896,761
宮城県	4	1,486,802	35	1,482,229	39	2,969,031
秋田県	16	1,220,530	26	652,293	42	1,872,823
山形県	9	1,728,667	34	1,589,733	43	3,318,400
福島県	12	2,026,957	45	1,402,824	57	3,429,781
茨城県	14	1,258,634	49	1,372,691	63	2,631,325
栃木県	9	948,147	45	905,086	54	1,853,233
群馬県	9	1,504,478	29	702,789	38	2,207,267
埼玉県	9	320,778	38	1,230,812	47	1,551,590
千葉県	7	254,450	54	1,869,136	61	2,123,586
東京都	2	159,102	31	711,593	33	870,695
神奈川県	11	576,463	37	1,340,189	48	1,916,652
新潟県	9	2,251,795	44	2,820,179	53	5,071,974
富山県	9	2,200,375	37	1,324,398	46	3,524,773
石川県	6	1,916,587	21	1,688,852	27	3,605,439
福井県	9	1,321,578	26	900,515	35	2,222,093
山梨県	6	457,626	22	491,419	28	949,045
長野県	9	679,402	101	3,586,924	110	4,266,326
岐阜県	18	2,183,697	53	1,638,175	71	3,821,872
静岡県	10	1,239,653	51	1,777,829	61	3,017,482
愛知県	13	1,021,201	67	1,544,114	80	2,565,315
三重県	8	853,373	29	829,673	37	1,683,046

	都道府県分		市区町村等分		合 計	
	事業数 (件)	採択額(千円)	事業数 (件)	採択額(千円)	事業数 (件)	採択額(千円)
滋賀県	9	1,169,112	26	988,294	35	2,157,406
京都府	16	3,789,030	33	3,308,391	49	7,097,421
大阪府	6	506,018	52	2,167,427	58	2,673,445
兵庫県	15	3,001,543	61	2,385,510	76	5,387,053
奈良県	10	1,145,032	51	1,122,127	61	2,267,159
和歌山県	9	719,781	33	1,351,775	42	2,071,556
鳥取県	15	1,968,796	21	974,794	36	2,943,590
島根県	8	1,927,185	21	685,533	29	2,612,718
岡山県	8	1,261,996	50	2,665,718	58	3,927,714
広島県	8	1,095,955	31	1,148,785	39	2,244,740
山口県	11	1,957,172	25	1,330,982	36	3,288,154
徳島県	7	2,092,570	27	1,194,228	34	3,286,798
香川県	11	1,034,594	19	268,557	30	1,303,151
愛媛県	10	1,502,333	28	1,662,148	38	3,164,481
高知県	12	2,262,684	37	1,551,289	49	3,813,973
福岡県	10	2,953,834	49	3,020,805	59	5,974,639
佐賀県	10	740,785	16	639,600	26	1,380,385
長崎県	12	2,869,707	17	2,010,932	29	4,880,639
熊本県	17	1,617,827	50	1,752,611	67	3,370,438
大分県	13	1,100,843	35	1,053,666	48	2,154,509
宮崎県	11	813,844	20	693,629	31	1,507,473
鹿児島県	13	1,336,296	44	1,112,158	57	2,448,454
沖縄県	5	435,323	9	186,771	14	622,094
合計	486	66,169,465	1,850	70,871,060	2,336	137,040,525

※事業数は平成28年度～平成30年度新規事業数の合計

# 地方創生拠点整備交付金

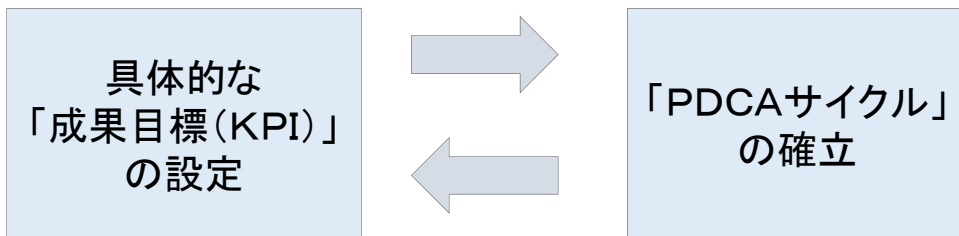
# 地方創生拠点整備交付金（内閣府地方創生推進事務局）

30年度2次補正予算額（案） 600億円（事業費ベース 1,200億円）

## 事業概要・目的

○地域経済の活性化という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備等を支援する。これにより、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させ、地方の定住・交流人口の拡大にも寄与する。

- ① 地域の所得や消費の拡大を促すとともに「まち」の活性化につながる先導的な施設整備等を支援
- ② KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組



## 事業イメージ

### 【主な対象施設のイメージ】

- 地域資源を効果的に活用し、ローカルイノベーションを起こすことにより、観光や農林水産業の先駆的な振興に資する施設
- 地方への人の流れを飛躍的に加速化し、地方への移住や起業等に確実につながる施設
- 地域における多様な働き方を先駆的に実現し、女性や高齢者の就業を効果的に促進するための施設
- 地域での魅力的なまちづくりを実現し、交流人口の拡大や地域の消費拡大に効果的に結びつく施設

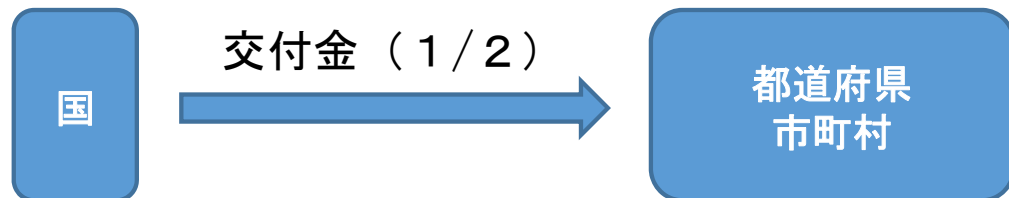
### 【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。

### 【執行柔軟化】

○法令に基づく一定の要件を満たす事業については、交付決定後、地方公共団体において基金を造成することで、平成32年度においても事業を実施することを可能とする。

## 資金の流れ



## 期待される効果

○地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる施設の整備等を通して、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させることで、地方の定住・交流人口の拡大にも寄与し、地方創生の充実・強化につなげる。

## 平成29年度補正予算の編成に向けた緊急要請（抜粋） （全国知事会、平成29年11月7日）

### 「生産性革命」・「人づくり革命」の実現に向けた財源確保

- 1 国においては、地方における若者等の人材不足の深刻さに鑑み、今後、地方創生を進めていく観点から、「生産性革命」と「人づくり革命」の実現に資する施設整備等の取組みを各地域の実情に応じて、地方が自主的・主体的に、かつ機動的・弾力的に行うことができるよう、交付金や基金の創設など十分な予算措置を講ずること。

## 地方創生第2ラウンドへの提言 速やかに実行すべき地方創生推進施策 （全国知事会、平成30年7月）

### 7. 地方創生関連予算の十分な確保及び地方創生推進交付金等の自由度向上

（地方創生拠点整備交付金の運用改善）

- ・ 対象分野を限定せず、地方創生に資するもの全般を対象とするとともに、既存施設への新規設備の導入等も交付対象とすることや基金事業の対象範囲の拡大などの見直しをした上での今年度の予算措置

平成29年度補正予算において措置された、「生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金」において、第2回募集では、法令等に基づき一定の要件を満たす事業について、地方公共団体で基金を造成することを可能とすることで対応。平成30年度補正予算の「地方創生拠点整備交付金」においても、地方からの要望に対して、引き続き基金を造成することを可能とした。

# 補助金等に係る執行の適正化に関する法律施行令 (昭和30年政令第255号。平成26年10月22日改正)

## 補助金等に係る予算の執行に適正化に関する法律施行令 (抜粋)

(事業完了後においても従うべき条件)

### 第四条 (略)

- 2 補助金等が基金造成費補助金等（補助事業者等が基金事業等（複数年度にわたる事務又は事業であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの）をいう。以下この項において同じ。）の財源として設置する基金に充てる資金として各省各庁の長が交付する補助金等をいう。第三号及び第四号において同じ。）に該当する場合には、前項の補助事業等の完了後においても従うべき事項は、次に掲げる事項とする。（略）

## 基金造成費補助金等の活用に関する指針について (抜粋) (財務大臣通知)

### 1. 基金造成費補助金等の活用に当たっての考え方

基金事業等については、（略）次の2つの性質をいずれも満たすものが該当する。

- ① 複数年度にわたる事務又は事業であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他特段の事情があること
- ② あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められること

具体の事務又は事業がこれに該当するか否かについては、個々に判断することになるが、

- ① 不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
- ② 資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業
- ③ **当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもの**

については、これに該当するものと考えられる。

# 基金化に当たって設定する要件

## 改正政令等との関係

地方創生拠点整備交付金の申請要件である、「官民協働」「政策間連携」「地域間連携」の観点から、施設整備計画において、

- ① 複数年度にわたる事務又は事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他特段の事情があること
- ② あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められること

を前提として、「当該事業が他の事業の進捗に依存すること」の明記を求める。

- ：事業実施に民間資金も活用しており、その民間の事業が交付金対象事業の実施にかかわらず行われる一方、交付金対象事業が民間事業の進捗に依存され、作業工程が左右される事業が該当する。
- ×：単に、用地取得や指定管理者の選定など、交付金対象事業そのものを行うために必要不可欠な準備行為は該当しない。

## その他厳格な管理との関係

- ✓ 客観性を担保するため、事業費4億円未満の事業についても、有識者審査の対象とする。
- ✓ 地域経済の活性化という喫緊の課題に対応するためのものであり、2020年度中に事業が完了することを要件とする。
- ✓ 地方自治法第241条第1項の規定に基づき、基金の設置に当たっては、条例を制定し、既存基金の別勘定又は新規基金の造成を行うことで、厳格な区分経理を行う。
- ✓ 2020年度における事業実施（基金を取り崩して行う事業実施）の際も、施設整備計画の提出を求め、事業の進捗状況によっては、交付取消等の措置を講ずることとする。



# 生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金の活用状況

	都道府県分		市区町村分		合 計	
	事業数 (件)	採択額(千円)	事業数 (件)	採択額(千円)	事業数 (件)	採択額(千円)
北海道	2	324,226	14	1,820,383	16	2,144,609
青森県	2	87,120	3	491,789	5	578,909
岩手県	1	199,143	6	226,292	7	425,435
宮城県	0	0	2	194,320	2	194,320
秋田県	2	138,788	2	80,395	4	219,183
山形県	8	1,963,317	2	467,908	10	2,431,225
福島県	1	36,018	8	448,806	9	484,824
茨城県	5	726,625	2	234,746	7	961,371
栃木県	4	1,045,890	5	173,209	9	1,219,099
群馬県	6	1,417,411	3	364,400	9	1,781,811
埼玉県	3	460,370	2	282,483	5	742,853
千葉県	0	0	2	86,139	2	86,139
東京都	0	0	0	0	0	0
神奈川県	0	0	1	70,470	1	70,470
新潟県	2	305,846	0	0	2	305,846
富山県	8	1,701,889	2	340,500	10	2,042,389
石川県	7	468,545	0	21,090	7	489,635
福井県	2	407,925	0	0	2	407,925
山梨県	1	40,243	0	0	1	40,243
長野県	2	375,325	5	212,433	7	587,758
岐阜県	6	806,985	1	11,459	7	818,444
静岡県	2	358,000	1	20,810	3	378,810
愛知県	0	0	0	0	0	0
三重県	1	37,688	1	36,377	2	74,065

	都道府県分		市区町村分		合 計	
	事業数 (件)	採択額(千円)	事業数 (件)	採択額(千円)	事業数 (件)	採択額(千円)
滋賀県	2	264,805	3	71,209	5	336,014
京都府	2	1,001,406	0	0	2	1,001,406
大阪府	0	0	2	46,800	2	46,800
兵庫県	11	1,242,547	1	50,000	12	1,292,547
奈良県	3	1,426,196	2	74,351	5	1,500,547
和歌山県	5	173,820	2	350,075	7	523,895
鳥取県	1	245,397	0	0	1	245,397
島根県	0	0	1	11,451	1	11,451
岡山県	0	0	2	129,706	2	129,706
広島県	0	0	3	213,538	3	213,538
山口県	0	0	1	47,085	1	47,085
徳島県	3	170,000	0	0	3	170,000
香川県	0	0	0	0	0	0
愛媛県	3	380,823	2	291,825	5	672,648
高知県	3	147,587	1	40,600	4	188,187
福岡県	7	305,714	5	308,384	12	614,098
佐賀県	3	315,851	2	640,381	5	956,232
長崎県	0	0	1	170,613	1	170,613
熊本県	7	1,275,096	7	680,892	14	1,955,988
大分県	1	61,795	1	151,756	2	213,551
宮崎県	1	49,000	4	459,811	5	508,811
鹿児島県	1	387,061	1	15,100	2	402,161
沖縄県	0	0	0	0	0	0
合計	118	18,348,452	103	9,337,586	221	27,686,038

# 地方創生関係交付金の今後のスケジュール

# 地方創生関係交付金のスケジュール

## 地方創生推進交付金

2018年12月21日 募集開始

事前相談期間  
※事前相談は募集開始前も受付可能

2019年1月24日 申請締切

審査期間

2019年3月下旬 採択事業の公表

2019年4月1日 交付決定予定

## 地方創生拠点整備交付金

2018年12月21日 募集開始

事前相談期間  
※事前相談は募集開始前も受付可能

2019年1月24日 申請締切

審査期間

2019年3月上旬 採択事業の公表の予定

2019年3月下旬 交付決定予定

# 「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」中間取りまとめ（概要）

- 検討会における議論やこれまでの地方団体からの要望をもとに、**速やかに実施すべき対応策**に関し、**主要な論点及びその対応の方向性を以下のとおり整理した。**

## 1. 中枢中核都市向けの交付上限額の新設

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
都道府県	先 駆 国費2億円 横展開 国費0.5億円	先 駆 国費3億円 横展開 国費0.75億円	先 駆 国費3億円 横展開 国費1億円	先 駆 国費3億円 横展開 国費1億円
市区町村	先 駆 国費1億円 横展開 国費0.25億円	先 駆 国費2億円 横展開 国費0.5億円	先 駆 国費2億円 横展開 国費0.7億円	先 駆 国費2億円 横展開 国費0.7億円 ※中枢中核都市は、 先 駆 国費2.5億円 横展開 国費0.85億円

## 2. 新規事業の申請上限数の見直し

	平成28年度第1回募集	平成28年度第2回募集	平成29～30年度	平成31年度
都道府県	最大5事業	最大7事業 (うち広域連携：1事業)	原則7事業以内 (うち広域連携：2事業)	原則9事業以内 (うち広域連携：3事業)
市区町村	最大3事業 (うち広域連携：1事業)	最大4事業 (うち広域連携：1事業)	原則4事業以内 (うち広域連携：1事業)	原則5事業以内 (うち広域連携：1事業) ※中枢中核都市は、 原則7事業以内 (うち広域連携：2事業)

## 3. 交付対象経費

- ・ 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」によるUIターン支援等の要件と交付対象経費の明確化

## 4. 地方創生事業の効果促進・質的向上

- ・ 企業版ふるさと納税との併用・インセンティブ付与
- ・ 不採択理由の明示、申請書の作成支援の充実

最終取りまとめに向け、検討会では、引き続き、次期「まち・ひと・しごと総合戦略」策定と合わせた将来的課題への対応等について検討していく。

# 【参考】「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」の概要

## 1. 「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」の概要

地方創生推進交付金は、これまで、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を支援すべく運用してきたところであるが、地方創生を更に加速させるため、本交付金のあり方について、有識者と国・地方公共団体の実務者が協働して、建設的な議論を進める場として、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」を開催する。

## 2. 構成

有識者	◎	辻 琢也 田口 太郎	一橋大学大学院法学研究科教授 徳島大学総合科学部准教授
地方公共団体の実務者		利川 智 長谷川 尚洋 我山 博章 秋葉 孝博 海老澤 督 眞木 伸浩	富山県総合政策局企画調整室長 徳島県政策創造部地方創生局地方創生推進課長 三重県名張市総務部長 北海道網走市企画総務部企画調整課長 茨城県大洗町まちづくり推進課副参事 京都府井手町地域創生推進室理事・室長
国の実務者		辻 庄市 中原 淳 島田 勝則 高山 泰	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長 併任 内閣府地方創生推進事務局審議官 内閣府地方創生推進事務局審議官 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官 併任 内閣府地方創生推進事務局参事官 内閣府地方創生推進事務局参事官

## 3. スケジュール

◎…座長

平成30年11月13日 第1回検討会  
12月7日 第2回検討会  
12月21日 中間取りまとめ  
平成31年5月頃 最終取りまとめ

※本検討会は1か月に1回程度開催予定。